

第5 横浜特別市制度創設に向けたプロセス

1 現行制度（指定都市制度）における取組

(1) 事務・権限及び財源移譲に向けた取組

特別市の創設は、二重行政の解消などにより、市民に多くのメリットを生む。既に県から市への権限移譲により二重行政が解消された事例で、災害救助法の救助実施市制度では、それまで県が行っていた大規模災害時の救助事務を市が行うことで、円滑かつ迅速な災害対応が可能となり、市民の安全・安心により一層つながっている。また、パスポート発給事務が県から市に移譲され、横浜市センター南パスポートセンターを新設したことで、市民の利便性が向上している。

二重行政の完全な解消には特別市の実現が必要であるが、それまでの間は、**現行の地方自治制度下であっても、県と市の二重行政の弊害が解消され、市民サービスの向上につながる事務（警察事務を除く）については、適正な財源の移譲と事務配分の見直しを基本に段階的に県と協議を行い、市民にとってのメリットが実感できるように進めていく。**

県市間での協議を前提とした現行の事務処理特例制度の活用のほか、法改正等が必要な分野については、特区制度の適用や法改正の要望を国に行うことについても、国や県と協議を進めていく。

人口減少等の社会構造の変化や少子高齢化の急速な進行に伴う行政需要の急増などにより税収の伸びが県市ともに期待できないことなどから、より一層効率的かつ効果的な行財政運営が求められていることを踏まえ、横浜市域内での事業統合や効率化をモデル的に実施していくことなども県と協議を進めていく。

<協議分野例>

○子育て支援分野

私立幼稚園の設置認可など

○都市計画・土木分野

急傾斜地崩壊危険区域の指定等、一級河川（指定区間）・二級河川の管理、都市計画事業の認可など

○福祉・保健・衛生分野

医療計画の策定、新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る事務など

○安全・市民生活分野

高圧ガスの製造等の許可等（コンビナート地域に所在する事業所に限る）など

※ 令和7（2025）年4月1日の移譲を前提に神奈川県と協議中（令和4（2022）年12月現在）。

○ 横浜市神奈川県調整会議の開催状況

開催日	協議事項	結果概要
第1回 平成29（2017）年 3月30日	・大都市行政について ・県市の協調連携について	・パスポートの発給事務について、早急に権限移譲に向けて検討を開始することを合意
第2回 令和2（2020）年 11月16日 ※川崎市と合同開催	・大都市行政について	・高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意 ・崖地の安全対策として、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務の権限移譲について、住民目線に立って、今後協議を進めていくことを確認

(2) 区行政の強化に向けた取組

第30次地制調答申では、現行の指定都市制度においては、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割の拡充、区単位の行政運営の強化、区単位の議会活動の推進を検討すべきであるとしている。

区の役割の拡充については、横浜市は、昭和52(1977)年度に福祉事務所を区役所に編入し、その後も保健所、市立保育所、土木事務所などの編入等を行い、区役所が「地域の総合行政機関」として、市民への幅広いサービス提供を推進するとともに、「地域協働の総合支援拠点」として、参加と協働による地域自治が進むよう、地域に寄り添い課題解決を進める地域支援の取組を強化してきた。

また、規則等によって、市長の事務の一部を区長、福祉保健センター長、土木事務所長等に委任し、また、区の裁量で使途が決められる予算制度(個性ある区づくり推進費)や区長が自律的に組織機構の組み換えを行うことができる制度等を導入し、区における課題の解決に取り組んでいる。

現在、平成26(2014)年度の地方自治法改正により新たに規定された「総合区制度」を導入している指定都市はないが、横浜市においては、特別市の実現に向けたプロセスとして、総合区制度の検討も含め、行政区の更なる見直し・強化(区長権限や区予算の拡充、議会の区行政に対するチェック機能の強化、住民参画の仕組みの構築など)を進めていく。

なお、第30次地制調答申において、「区単位の行政運営を強化する方法として、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用すべき」とされているが、市内内の地域自治に関することについては、横浜市の各地域における実情に応じ進めていくことが必要である。

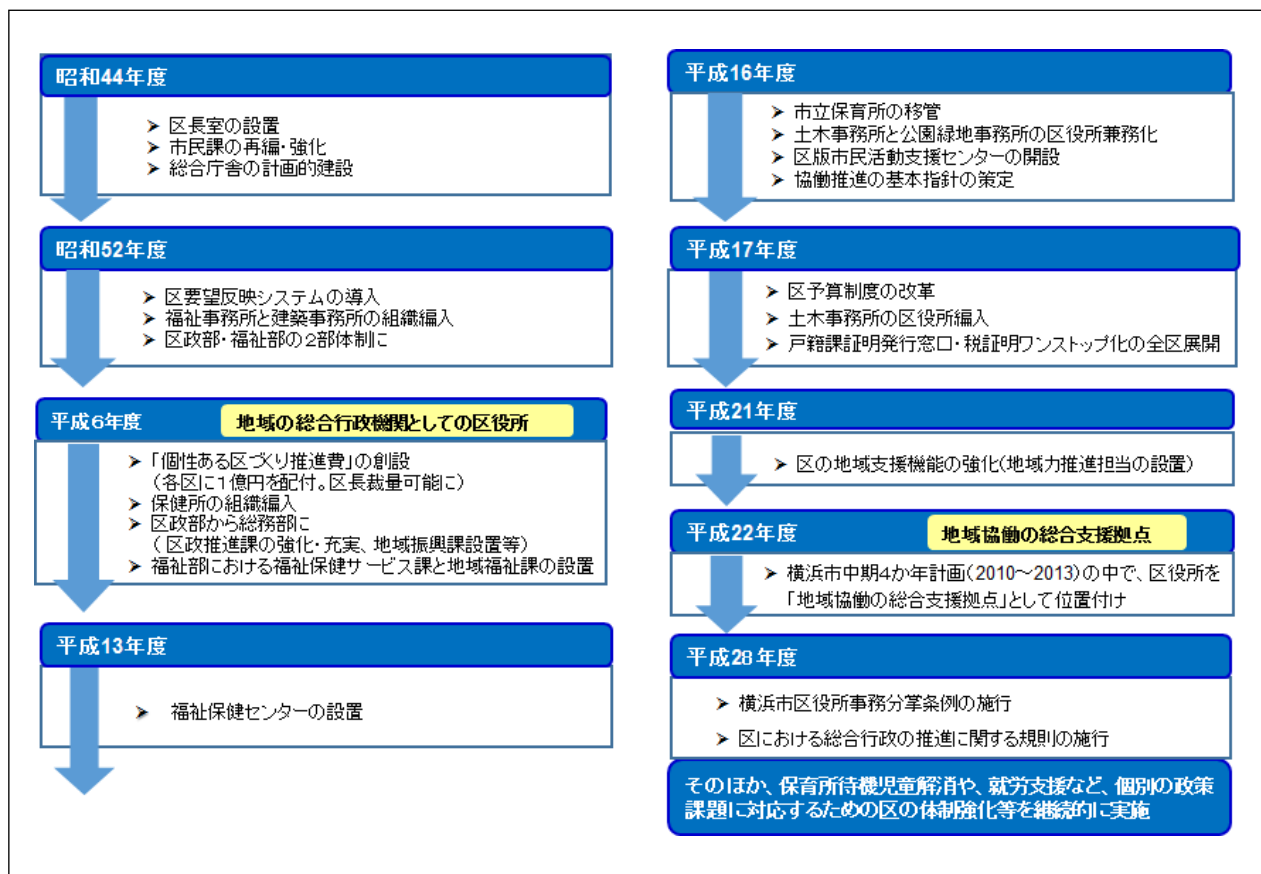
横浜市では既に各区において、地域力推進担当や、地区担当等で構成する「地域と向き合う体制」を設置し、地域の実情に応じて地域課題の解決に関する様々な取組を行っていることから、それらの取組を生かすことができる仕組みを検討していく。

○ 総合区と区と比較

	総合区	区	(参考)東京都の特別区
1 位置づけ	指定都市の内部組織	指定都市の内部組織	特別地方公共団体
2 法人格	なし	なし	あり
3 長	総合区長	区長	特別区の区長
主な事務	総合区の政策・企画の立案 総合区のまちづくり等の事務 市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行	特別区の政策・企画の立案 市が処理することとされている 事務を処理(上下水道等、一 部の事務は都が処理)
権限	職員任命権 予算意見具申権	—	職員任命権 予算編成権 条例提案権 等
身分	特別職	一般職	特別職
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命	公選
任期	4年	—	4年
市長との 関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	—
リコール	あり	なし	あり
4 議会	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	あり

出典：総務省ホームページ

○ 横浜市の区の機能強化の取組



(3) 県内市町村等との協議による取組

大都市が中枢都市として圏域をより一層けん引するためには、隣接自治体との関係は重要である。横浜市では、基礎自治体間での広域的な課題解決を進めるため、水平的・対等な連携の構築を目指し、平成 23 (2011) 年 12 月に横浜市及び隣接 7 市による「8 市連携市長会議」を開催して以来、事務レベルで連携に向けた協議を行い、複数都市間での連携や地域レベルでの連携を進めてきた。

平成 30 (2018) 年 7 月に 2 回目を開催し、2040 年頃の課題を見据え、8 市の持続可能な成長発展に向けて更に連携を進めることなど、今後の 8 市連携による取組について確認している。さらに、令和 3 (2021) 年 5 月に 3 回目、令和 4 (2022) 年 7 月に 4 回目の市長会議を開催し、自治体間の連携につながる施策の検討に合意した。

また、8 市連携による取組のみならず、県内市町村との意見交換等も積極的に行っていく。

<連携・協力の事例> (8 市連携市長会議での合意事項から)

- 8 市の広域連携に係る調査
- 広域連携に係る若手職員勉強会の開催
- 専門人材の育成・確保 (再任用終了後の人材活用、合同研修の実施等)
- プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動
- 自治体間の連携につながる施策の検討 (高齢化やインフラの老朽化をはじめとした 2040 年頃に顕在化する課題について、中長期的な取組を視野に研究・検討) など

2 特別市の立法化に向けた取組

(1) 大都市制度の選択肢としての特別市の立法化の必要性

現在の指定都市制度が抱える二重行政の課題を完全に解消する方法としては、「大都市地域特別区設置法」に基づき、指定都市を廃止し、特別区に再編し、道府県に広域的な事務・権限等を一元化する制度が存在するが、横浜市は、「第4 横浜市が目指す特別市制度」で述べたとおり、同法による特別区の設置は目指さない。

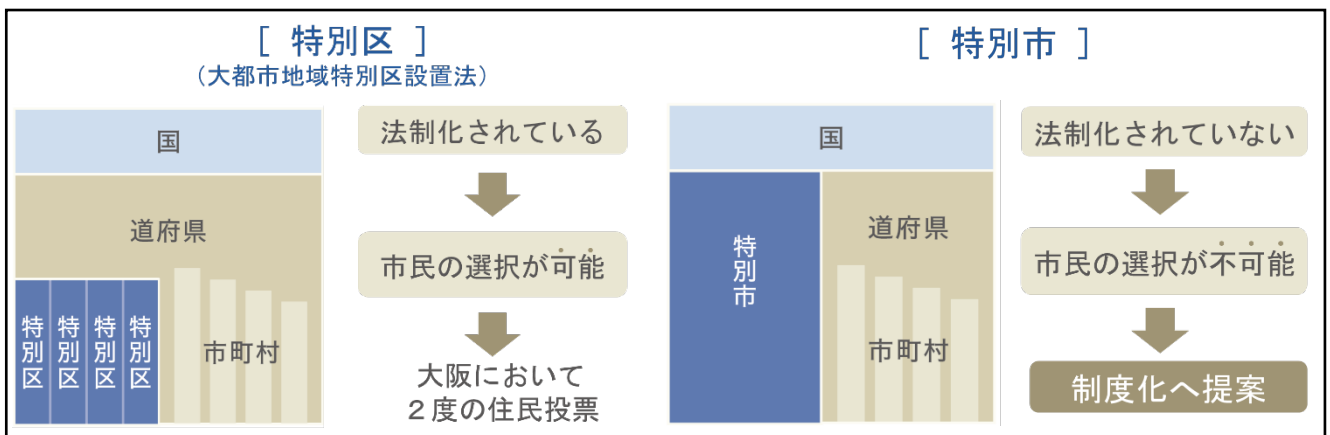
国においては、二重行政を完全に解消するため、「大都市地域特別区設置法」に基づく特別区設置以外の選択肢である特別市の実現を可能とするための立法化を速やかに進め、指定都市がそれぞれの地域の実情に応じた地方自治制度を選択できるようにすべきである。

具体的には、昭和22(1947)年の地方自治法制定当初に規定され、現在は「削除」されている「特別市制度」を参考とした地方自治法の改正とともに、「大都市地域特別区設置法」の対案として、第30次地制調答申で示されたとおり同法の対象区域と同様に人口200万人以上とするなど一定以上の人口の指定都市等を対象とした、特別市の設置を可能とする特例法（「大都市地域特別市設置法（仮称）」）、さらに平成24(2012)年に議員立法により提案された「大都市制度提案法案」等を参考に、特別市の立法化や道府県の実務・権限及び税財源を移譲することを可能とする手続法など様々な手法が考えられる。

これらの法案の国会への提出方法としては、内閣からの提案によるもの（閣法）、あるいは、国会議員からの提案によるもの（議員立法）が考えられる。

今後、特別市の立法化の実現に向けて、これらの手法を組み合わせることも含めて検討し、国や国会議員に対し、具体的な法制案の提案を行っていく。

○ 大都市地域特別区設置法と特別市の仕組み（再掲）



○ 指定都市制度の創設時に廃止された特別市制度の概要

特別市(1947(昭和22)～1956(昭和31))

※ 特別市の指定は行われず、制度は廃止(制度制定時には京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の指定が見込まれていた)

特別市の特徴

対象となる市	人口50万以上の市で法律で個々に指定するもの※1
都道府県との関係	都道府県の区域外
特例の内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 法律の適用関係の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・法律に特別の定め※2があるものを除くほか、都道府県に関する規定を適用 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 組織の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・区の設定 ・区は法人格を有しない ・区長は公選 ・区に議会は置かれない </div>

※1 この法律は、地方自治特別法となり、関係自治体の住民投票が必要とされていた。

※2 「特別の定め」

- ・議会の議員の定数に関する規定
- ・助役・収入役等の選任の方法、職務権限 など

出典：第30次地方制度調査会第3回総会資料（平成24年1月）

○ 地方自治法 ※昭和31年改正前の規定（特別市の規定）

第3編 特別地方公共団体
第1章 特別市

第264条 特別市は、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基づく政令により都道府県及び市に属するもの（政令で特別の定をするものを除く。）の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

2 第2条第3項及び第6項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

第265条 特別市は、都道府県の区域外とする。

2 特別市は、人口50万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。

3 特別市の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。但し、特別市の区域に市町村若しくは特別区の区域又は所属未定地を編入する場合においては、関係地方公共団体の議会の議決を経て内閣総理大臣がこれを定める。

4 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を特別市の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは予めその意見を聴かなければならない。

5 第3項但書の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第7条第7項の規定は、この場合にこれを準用する。

6 第2項の規定により特別市の指定があつたとき又は第3項但書の規定により境界の変更があつたときは、都道府県の境界は、自ら変更する。

7 第3項又は前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によつてこれを定める。

8 第4項の意見又は前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

9 第2項の法律は、第261条及び第262条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付きなければならない。

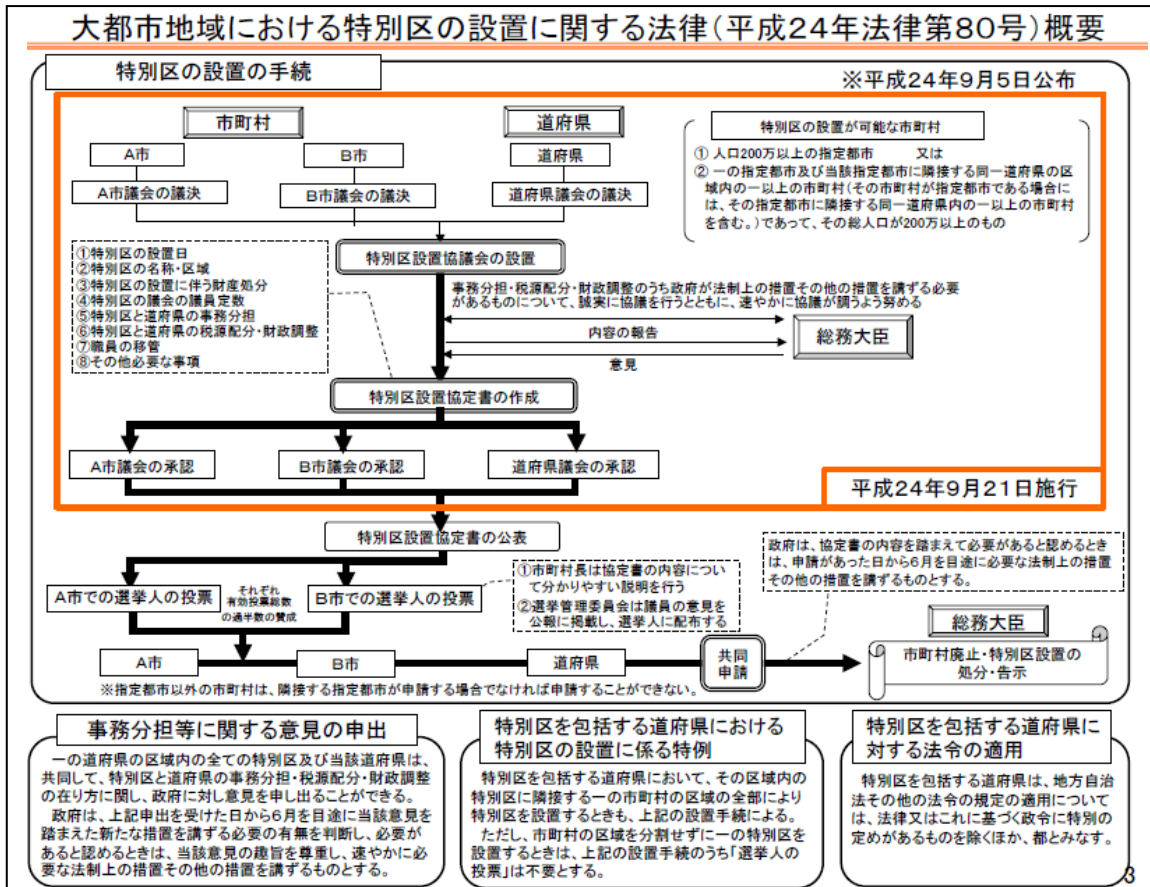
第266条 第9条の規定は特別市と市町村又は特別区との境界に関し争論がある場合に、第9条の2の規定はその境界が判明でない場合において争論がないときにこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第267条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

第268条 特別市に市長及び助役を置く。但し、条例で助役を置かないことができる。

- 2 助役の定数は、条例でこれを定める。
- 3 特別市の市長は、当該特別市の事務並びに法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務及び政令で特別の定をするものを除く外、従来法律又はこれに基づく政令により都道府県知事及び市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及び執行する。
- 第 269 条 特別市に収入役 1 人を置く。
- 2 特別市は、条例で副収入役を置くことができる。
- 3 副収入役の定数は、条例でこれを定める。
- 第 270 条 特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。
- 2 特別市の市長は、区長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に行政区の支所を設けることができる。
- 3 行政区の事務所又は支所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 4 第 4 条第 2 項の規定は、前項の事務所又は支所の位置及び所管区域にこれを準用する。
- 第 271 条 行政区に区長及び区助役 1 人を置く。
- 2 区長は、その被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。
- 3 区助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 4 区長は、特別市の市長の定めるところにより、区内に関する特別市の事務及び特別市の市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務並びに法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理する。
- 5 区助役は、区長の事務を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。
- 第 272 条 行政区に区収入役 1 人を置く。
- 2 区収入役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 3 特別市の市長、助役、収入役若しくは監査委員又は区長若しくは区助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区収入役となることができない。
- 4 区収入役は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。
- 第 273 条 区収入役は、特別市の収入役の命を受け、特別市の出納その他の会計事務並びに特別市の市長及び区長その他特別市の吏員並びに特別市の教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会、監査委員その他法令又は条例に基づく委員会又は委員及び行政区の選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その他の会計事務を掌る。
- 2 特別市の市長は、収入役の仕事の一部を区収入役に委任させることができる。この場合においては、特別市の市長は、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 3 前項に定めるものを除く外、区収入役の権限に関しては、市の収入役に関する規定を準用する。
- 第 274 条 行政区に区出納員を置くことができる。
- 2 区出納員は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 3 区出納員は、区収入役の命を受け、出納事務を掌る。
- 第 275 条 前 4 条に定める者を除く外、行政区に吏員その他の職員を置き、区長の申請により、特別市の市長がこれを任免する。
- 2 前項の職員は、特別市の職員とし、その定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職の定数については、この限りではない。
- 3 第 1 項の吏員は、区長の命を受け、事務又は技術を掌る。
- 4 区長は、その権限に属する仕事の一部を第 1 項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。
- 第 276 条 行政区に選挙管理委員会を置く。
- 2 前項の選挙管理委員会に関しては、第 2 編第 7 章第 3 節中市の選挙管理委員会に関する規定を準用する。
- 第 277 条 第 13 条、第 86 条第 1 項、第 88 条第 1 項、第 91 条第 1 項乃至第 3 項、第 145 条、第 152 条、第 160 条、第 162 条乃至第 167 条、第 168 条第 6 項及び第 7 項、第 169 条乃至第 171 条、第 180 条の 4 第 4 項、第 202 条の 2 第 3 項、第 7 項及び第 8 項、第 209 条、第 218 条、第 221 条、第 224 条、第 232 条、第 242 条第 1 項並びに第 260 条中市に関する規定は、これを特別市に適用する。
- 第 278 条 この法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、第 2 編中都道府県に関する規定は、特別市にこれを適用する。
- 第 279 条 削除
- 第 280 条 この法律に規定するものを除く外、特別市に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律の概要



○ 大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案（第180回衆第36号）

(目的)

第1条 この法律は、大都市制度に関する提案に係る手続について定めることにより、地方公共団体の意思を尊重しつつ、国と地方公共団体が相互に協力して、地域の実情に応じた大都市制度を構築することを目的とする。

(大都市制度に関する提案に係る手続)

第2条 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区及びこれを包括する都道府県は、共同して、内閣総理大臣に対し、指定都市又は特別区とこれを包括する都道府県の関係に係る制度に関し政府が講ずべき措置に関する提案をすることができる。

2 前項の提案については、当該指定都市又は特別区及び都道府県の議会の議決を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、第1項の提案を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに地方制度調査会に諮問するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体の意思を尊重しつつ、国と地方公共団体が相互に協力して、地域の実情に応じた大都市制度を構築するため、大都市制度に関する提案に係る手続について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2) 指定都市市長会による特別市の法制化案

指定都市市長会では、令和2（2020）年11月に設置された「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、大都市が地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できるようにするため、多様な大都市制度の早期実現に向けた議論が行われた。令和3（2021）年11月には、「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」が取りまとめられ、特別市の法制化案を提示した。

当報告書では、制度の規定の方法について、特別市は現在の地方自治法に類似の制度がないため、昭和31年まで地方自治法上に存在していた特別市制度の規定を参考に、地方自治法に特別市の性格、事務等の定義等を新たに規定する形とし、特別市の法的位置付けを整理した。

○ 特別市の法的位置付け（指定都市市長会案）

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う
税財源の調整	区域内における地方税は特別自治市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）

また、指定都市市長会は、特別市への移行手続について、近年の地方統治機構変更に関する事例を参考に2つの案を「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」において提示した。1つは、地方発意による都道府県の廃置分合について規定した「地方自治法第6条の2」を参考とした手続で、もう1つは、「大都市地域特別区設置法」を参考とした手続である。なお、当報告書では、住民投票の考え方について、特別市は指定都市が解体されるものではなく、地域住民への影響は特別区設置よりも小さいこと、また住民代表である議会の議決を経ることを踏まえ、住民投票は制度化せず、地域の実情に応じ任意で実施することと整理した。

これらを踏まえ、指定都市市長会は当報告書において、地方自治法改正案及び移行手続に関する特別法案の概要骨子案について整理した。

○ 移行手続の手法案の整理（指定都市市長会案）

	移行手続き案① (地方自治法に規定)	移行手続き案② (別途特別法に規定)
手法案	関係団体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める	大都市地域における特別区の設置に関する法律を参考に別に移行手続法を定める
参考法令	地方自治法第6条の2 (平成16年施行)	大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成25年施行)
発意の主体	道府県と指定都市の共同申請	
意思決定の方法	市議会・道府県議会の議決 国会の承認	市議会・道府県議会の議決 総務大臣の処分
住民投票の考え方	移行にあたって住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域は変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、 住民投票は制度化しない 。(地域の実情に応じ任意で実施)	
共同申請に向けた道府県と指定都市の調整の仕組み	『地方自治法第252条の21の2に基づく指定都市都道府県調整会議に準じた仕組み』や『地方自治法第252条の2の2に基づく協議会の設置に準じた仕組み』を参考として、道府県との調整の仕組みを設ける。	

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）

○ 移行手続の手法案の整理（指定都市市長会案）

【法概要骨子（移行手続案①）】

地方自治法第三編特別地方公共団体に以下を第五章として加える。

（特別自治市の事務及び性格）

- ①特別自治市は、基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務(ただし、市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。)、その他その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。
- ②圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担うものとする。
- ③特別自治市は都道府県の区域外とする。

（特別自治市の移行手続）

- ①特別自治市は、道府県及び指定都市からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定める。
- ②前項の申請については、道府県及び指定都市はあらかじめ当該道府県及び市の議会の議決を経なければならない。
- ③第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。
- ④特別自治市の指定があった際は、都道府県の区域も自ずから変更する。

（特別自治市の住民）

特別自治市の区域内に住所を有する者は、当該特別自治市の住民とする。

（特別自治市の長、補助機関）

特別自治市に市長及び副市長を置く。

（行政区の設置）

- ①特別自治市の市長の権限を分掌させるため、条例でその区域を分けて行政区を設け、その事務所を置く。なお、特別自治市は行政区において住民自治機能の強化に努める。
- ②行政区の事務所の長として区長を置く。
- ③行政区には選挙管理委員会を置く。

（都道府県・市に適用される規定の準用）

- ①この法律又はこれに基づく法令に特別の定めがあるものを除くほか、第2編中都道府県に関する規定及び、市に関する規定は特別自治市にこれを適用する。
- ②ただし、第5条第2項、第8条の2（以下略）中市に関する規定、第19条中都道府県に関する規定はこれを適用しない。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）

【法概要骨子（移行手続案②（特別法部分））】

移行手続案①の地方自治法改正案の移行手続部分「別に法律で定める」とし、「大都市地域における特別自治市への指定に関する法律案（仮称）」を定める。

（目的）
特別自治市に移行するための手続について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設ける。

（対象（以下、「関係市町村」という））

(1)指定都市

(2)一の指定都市及び当該指定都市と同一の圏域を形成する同一道府県の区域内の一以上の市町村

（特別自治市移行協議会の設置）

特別自治市への移行を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二百五十二条の二の二第一項の規定により、特別自治市への移行に関する協定書（以下「特別自治市移行協定書」という。）の作成その他特別自治市への移行に関する協議を行う協議会（以下「特別自治市移行協議会」という。）を置く。

（特別自治市移行協定書の作成）

①特別自治市移行協定書は、特別自治市への移行について必要な事項について、作成するものとする。

②特別自治市移行協議会は、特別自治市移行協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならない。

③総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別自治市移行協定書の内容について検討し、特別自治市移行協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県に意見を述べるものとする。

（特別自治市移行協定書についての議会の承認）

関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別自治市設置協定書の送付を受けたときは、前条第三項の意見を添えて、当該特別自治市移行協定書を速やかにそれぞれの議会の付議して、その承認を求めなければならない。

（特別自治市の指定の申請）

関係市町村及び関係道府県は、特別自治市移行協定書についてそれぞれの議会の承認を得たときは、共同して、総務大臣に対し、特別自治市の指定を申請することができる。

（特別自治市の指定の処分）

①特別自治市の指定は、前条の規定による申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができる。

②第一項の規定による処分があった際は、都道府県の境界は自ずから変更する。

③政府は、前条の規定による申請があった場合において、特別自治市移行協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があった日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）

3 特別市実現までの対処策

特別市の立法化までの期間、あるいは、立法化が実現しても、横浜特別市の実現には、国や県との協議などの手続に一定期間を要することも想定されることから、その間においては、**税財源の移譲などの財源確保を前提に、警察事務以外の県の事務・権限の移譲を特例的に実現させていく**。その際、市内の県有施設等（県立高校、県立病院等）については、現行サービスを低下させないよう、十分な配慮が必要である。

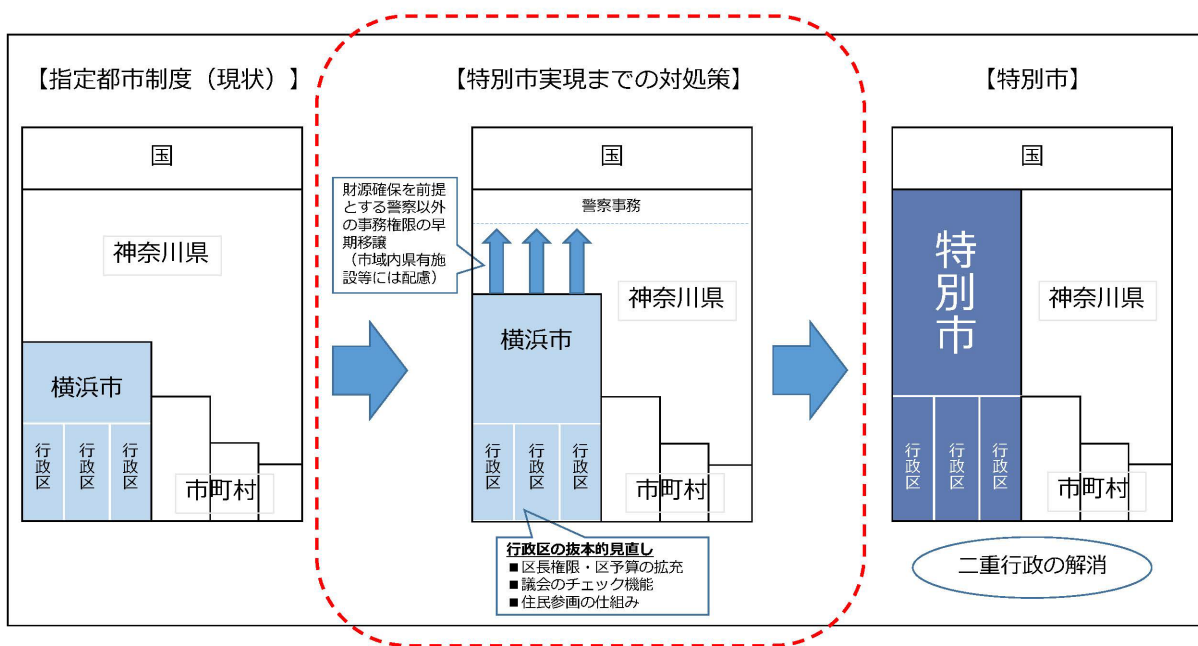
併せて、円滑に特別市へ移行するため、県とも情報交換・意見交換の場を設けていく。

さらに、横浜市は、現行制度の中で行政区の機能強化を他の指定都市に先んじて進めているが、**警察事務以外の事務・権限の移譲と財源の確保に合わせ、総合区制度の検討を行うなど特別市制度における行政区の抜本的見直し（区長権限や区予算の拡充、議会による区行政のチェック機能強化、住民参画の仕組みの構築など）を先行して進め、特別市における行政区の姿を示していく**。

現在、国を挙げて推進している行政のデジタル化により、各種申請や届出など定型的な行政サービスの効率化が期待され、区役所の機能が大きく変化する可能性もある。行政のデジタル化が進展しても、複雑化・深刻化が進む地域課題を解決していくためには、区役所と地域住民との協働がますます重要になることから、区役所の地域支援機能のさらなる強化も併せて検討していく。

横浜市では、地域のプラットフォームとして、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種ボランティアグループといった様々な団体がつながりを形成し、地域住民の具体的な状況などの情報等を踏まえた地域支援に取り組んでいる。今後の人口減少・超高齢社会においても、地域における様々な団体の力を維持するために、第32次地方制度調査会で提案された「公共私の連携」をより一層進めていく。

○ 横浜市が目指す大都市制度の姿

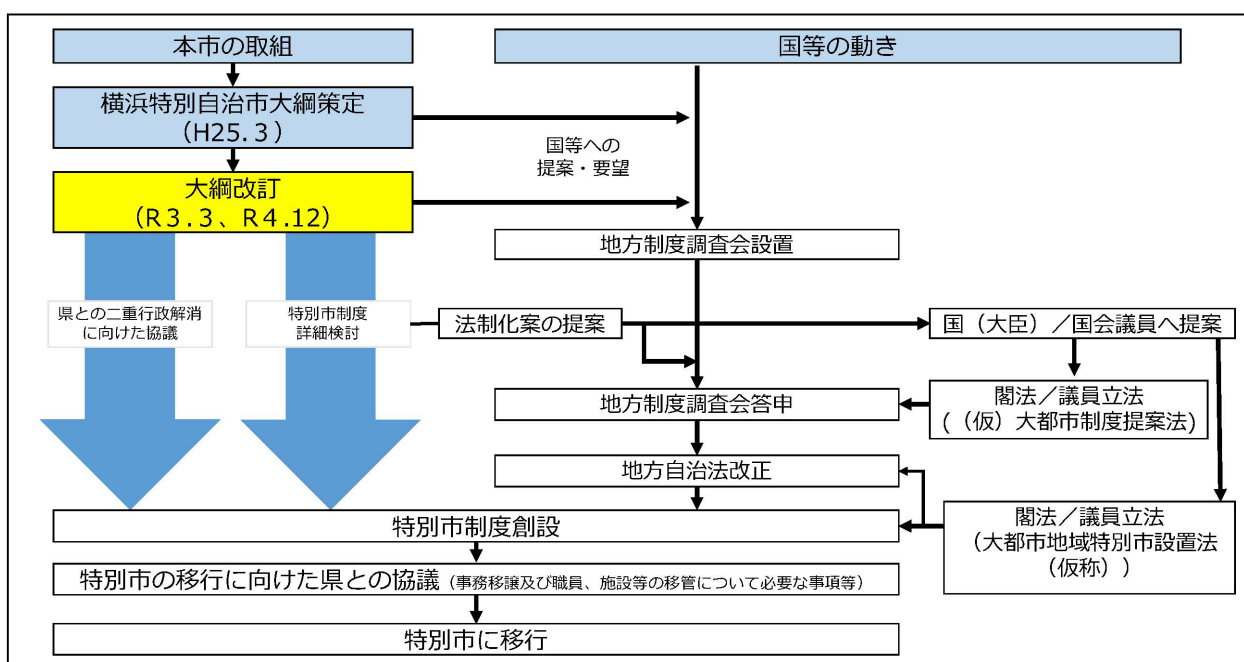


4 今後の進め方

大都市制度改革は、国の経済成長に不可欠であることから、特別市の法制化に向けては、国会での議論が加速するよう、本大綱に基づき、市長と市会が一体となって、国や政党に提案・要望を行っていく。また、他の指定都市とも連携・協調しながら、国への働きかけを更に強化していく。

併せて、市民・県・県内市町村・経済団体等との意見交換や二重行政の解消に向けた県との協議も進める。

<横浜特別市制度創設に向けたこれまでの取組と今後の流れ>



さらに、特別市制度について市民等の理解を得るため、市民向け講演会の開催や広報冊子の発行等により、**横浜市が目指す特別市制度の内容、必要性、メリットなどを分かりやすく伝えていく取組を引き続き実施**していく。併せて、本大綱に基づき、特別市のより詳細な制度設計や法制化案などを作成していく。

なお、今後、国において新たな地方自治の仕組みとして、道州制の議論が再び行われることも想定される。道州制に関連した大都市の位置付けについては、本市が公表した「新たな大都市制度創設の基本的考え方」（平成 22 年 5 月）において、「現在の府県制度や将来的な道州制などどのような制度下にあっても、原則として、大都市は、地方の事務をすべて担う、広域自治体の区域から独立した特別な市」とするとしている。

市町村合併の進展など基礎自治体の規模・能力の拡大や、都道府県の区域を越える広域的課題の増大により、市町村に対する広域・補完・連絡調整機能を担ってきた広域自治体としての都道府県の役割も含め、地方自治の枠組みのあり方が問われる中で、**道州制は新たな国のかたちとしての選択肢の一つではある**。しかし、**道州制における基礎自治体や大都市のあり方については、これまで必ずしも十分な議論がされていないことから、道州制における特別市のあり方については、今後、国における検討状況等を注視しながら検討するものとする**。